

生食監発0330第3号
平成28年3月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課長
(公印省略)

対香港輸出食肉を取り扱う食肉処理場の選定について

対香港輸出食肉（牛肉を除く。以下同じ。）を取り扱う食肉処理場の選定については、「対香港輸出肉の取り扱いについて（通知）」（昭和44年4月7日付け環乳第7024号厚生省環境衛生局長通知）の別添「対香港輸出肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場の選定要領」により取り扱っているところです。

今般、同要領において食肉処理場に設置を求めている衛生責任者の資格要件（「対米輸出食肉処理場の選定について」（昭和38年9月20日付け環発第410号）の別記2の（1）及び（2））の範囲を拡大し、食品衛生法第48条第6項の食品衛生管理者の資格要件に準じるものとしますので、関係事業者への周知方よろしくお願いします。